

様式第8(第2条第1項関係)
第1表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別態様別最大速度別契約数

2021年 3月 31日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス(自己設置)

事業者名 東日本電信電話株式会社

態様	区分																			合計		
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの										共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの										IRU	
	10Mb/s	100Mb/s	200Mb/s	1Gb/s	10Gb/s						小計	100Mb/s	200Mb/s	1Gb/s						小計		
北海道	0	147394	216035	347300	0						710729	162325	30962	146568						339855	1050584	56356
青森県	0	38339	60705	101322	0						200366	11090	3484	16631						31205	231571	29679
岩手県	0	44998	67653	102725	0						215376	16491	3147	17747						37385	252761	23597
宮城県	0	65097	111769	164853	0						341719	62834	12193	67489						142316	494035	33337
秋田県	0	39386	56626	73204	0						169216	8609	2284	11953						22846	192062	22902
山形県	0	47150	60424	83279	0						190853	10772	2537	15320						28629	219482	31431
福島県	0	79801	98024	154964	0						332789	25367	6239	39673						71279	404068	55981
茨城県	0	90286	135021	249080	0						474387	36784	11129	60706						108619	583006	29040
栃木県	0	65369	88692	155635	0						309696	18811	8592	46029						73432	383128	12308
群馬県	0	80726	99304	161388	0						341418	18348	8203	45399						71950	413368	14388
埼玉県	0	181021	269073	454554	0						904642	228344	29192	164941						422477	#####	6005
千葉県	0	158093	246811	393006	0						797910	200872	33941	173816						408629	#####	35625
東京都	0	285319	434380	710161	3148						1433008	870180	147900	711605						1729685	#####	3803
神奈川県	0	192343	314191	512575	0						1019109	397651	62411	302497						762559	#####	0
新潟県	0	82809	123170	176158	0						382137	26842	8059	37395						72296	454433	23511
富山県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
石川県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
福井県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
山梨県	0	33047	41444	63956	0						138447	13347	3221	19394						35962	174409	3822
長野県	0	78927	95347	159427	0						333701	24995	6779	36992						68766	402467	11166
岐阜県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
三重県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
京都府	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
島根県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
広島県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
山口県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
香川県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
高知県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
大分県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0						0	0	0	0						0	0	0
合 計	0	1,710,105	2,518,669	4,063,587	3,148	0	0	0	0	0	8,295,509	2,133,462	380,273	1,914,155	0	0	0	0	0	4,427,890	#####	392,951
参 考 事 項	卸先事業者(注2)										各契約者の住所に基づき都道府県別に契約数を計上しているもの 事業者数: 契 約 数: 各契約者の住所に基づき都道府県別に契約数を計上していないもの 事業者数: 契 約 数:											

注1 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービスごとに別業とすること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限る。以下この様式において同じ。))には、当該電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めるとし、当該電気通信事業者の契約数を当該都道府県別に自らの契約数に含めているものと及びそうでないものと、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数の合計数を記載すること。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。))には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。

4 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該FTTHアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該FTTHアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

5 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。

6 地方公共団体からIRU(Indefeasible Right of User: 破棄し得ない使用权)により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること(毎報告年度末時点の契約数を報告する場合に限る。))。

7 注2及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

9 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。